

中 央 防 災 会 議

「防災基本計画専門調査会」

第3回原子力災害プロジェクトチーム

議 事 録

中 央 防 災 会 議 事 務 局

中央防災会議「防災基本計画専門調査会」

第3回原子力災害プロジェクトチーム 議事次第

日 時：平成14年2月1日（金） 10:00～11:30

場 所：中央合同庁舎第5号館5階共用第7会議室

1. 開 会

2. 議 事

（1）原子力艦の原子力災害について

①原子力艦の原子力災害に係る技術的検討事項

②原子力艦の原子力災害スケルトン（案）

（2）緊急被ばく医療について

3. 閉 会

○野田参事官 それでは、若干まだお見えになっていない方もおられますが、ただいまから、中央防災会議「防災基本計画専門調査会」第3回原子力災害プロジェクトチームを開催したいと思います。担当参事官の野田でございます。よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。最初に「議事次第」、次に「原子力艦の原子力災害について」と題した資料がございます。

その後ろに「緊急被ばく医療について」と題した、医療関係の資料がございます。一番最後に、参考といたしまして、第2回のプロジェクトチームの議事概要を添付してございます。

よろしゅうございますでしょうか。それでは、以降の進行を、能澤座長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○能澤座長 能澤でございます。よろしくお願いいたします。前回、第2回の原子力災害プロジェクトチームでは、原子力艦の原子力災害に関する議論のポイント、事故の想定、技術的な検討事項について、委員の皆様にも御認識いただくとともに、これらを含めて計画修正に当たって検討すべき事項について、幅広い御意見をいただきました。

その後、この議論をもとに、関係省庁と事務局の方で検討を進めまして、今回再度検討すべき事項について、幾つかをまとめております。後ほど事務局から説明してもらいます。また今回は、修正したスケルトン案の概要についても説明してもらう予定でございます。もう一つの議題でございます、緊急被ばく医療につきましても、前回同様具体的な文案によって、後ほど事務局から説明してもらいます。

本プロジェクトチームの議事の公開でございますが、資料につきましては未調整の部分が含まれておりますので非公開とし、議事要旨のみ公表させていただくということになっております。

また、詳細な議事録につきましては、第1回、第2回と同様、後日委員の皆様にも、御発言内容を確認いただいた上で、発言者を記名して公表することにしたいと思います。よろしく御了解いただきたいと思います。

それでは、議事次第に従って進めてまいります。まず、原子力艦の原子力災害のうち、「原子力艦の原子力災害に係る技術的検討事項」について、事務局よりお願いいたします。

○野田参事官 それでは、原子力艦の資料の1つ目に、資料1がございます。「原子力艦の原子力災害に係る技術的検討事項」ということでございまして、前回お示しした議論の整理をここでさせていただいております。

基本的に、前回御指摘いただきましたのは、短期的事項と技術的に長期に検討すべきものを分け、特に計画をつくった後で、具体的な指針等については、原子力安全委員会の指針と照らして、少し時間をかけて検討するというふうに御指摘をいただいております。

1番目でございますが、いわゆる原子力艦の原子力災害の発生に関する判断基準、どの程度の放射能の放出で災害とみなすかということでございますが、前回の議論を踏ま

え3点ほど整理ができるかと思います。

①として、原子力艦の周りに設置されているモニタリングポストで災害の状況の把握は可能であり、モニタリングで異常値が検出されれば、米国からの事故情報の連絡がなくても、住民の避難等の措置を取ることになるということです。

②といたしまして、現行のモニタリング大綱の異常値の判断基準というものを、原災法に合わせて調整する必要があるということで、現在の10条通報、15条通報といったものに照らして考える必要があるということです。

③といたしまして、なお米国から事故に関する通報があった場合、これはもう直ちに事故として対策を取るということになるという整理を一応させていただいております。

2番目に、緊急対応範囲の設定、いわゆるE P Zということでございますが、軍艦の設計仕様等がわからない中で、原子力艦の原子力災害が発生した場合の緊急対応範囲をどのように設定するかということが、技術的な検討として非常に重要であるということでございますが、前回の御指摘を整理しますと、出力量がわかれば、それに応じたE P Zをある程度推定できるということでございます。

2番目に、被害の範囲を特定化するために、最後は人手で放射線を測定することになるということ。これは、陸上の施設でも同じだという整理をさせていただいております。

3番目に、放射線モニタリング体制についてでございますが、これはスピーディシステム等も、3つの港では整備をされていないわけでございますが、そういう中で、具体的にどのような放射線モニタリング体制が必要かという検討でございます。

これについては、1つ目として、水系に放出された場合には、広がるまでに時間がかかるので、応急対応は空気中の放射性物質を考えればいいのではないかという御指摘がございました。

2番目に、放射線が広がるには時間がかかるので、その間に人員を配置して、放射線測定を行うことができること。

更に、車に積載するなどの、移動型のモニタリング設備を整備しておくのも一つの方法であること。

こういう整理をいただいたと理解しております。

4番目といたしまして、これは前回私どもも入れておりませんでした。前川先生の御指摘でございまして、地域住民及び防災従事者の放射線防護について、新たに一項入れてございまして、地域住民並びに応急対応に従事する防災関係者の放射線防護ということについて、確立をするための技術的検討が必要であるという御指摘を踏まえまして、4番目を追加しております。

基本的な整理といたしましては、1番目にございますように、原災法に準拠した形で対応を考えるということ。

2番目に、一般の原子力施設については、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の投与という、この3点が基本となっているわけでございますが、この中でヨウ素剤の扱いをどうするのかという御指摘がございました。

前回のときに、スケルトンの中に、ヨウ素剤という部分は入っておりませんでした。

今回は後で御説明をさせていただきますが、ヨウ素剤についても入れてございます。ただ、実際はこの3つの港についてヨウ素剤の備蓄はないというのが現状でございます。以上、資料1についての御説明とさせていただきます。

○能澤座長 それでは、ただいまの事務局の説明につきまして、御意見・御質問がありましたらどうぞ。

○前川委員 前回の議論では、石川先生の方から、例えば原子力艦の情報を少し集めてはどうかという御意見が出たと思うんですが、何かそういうことは少しわかったんでしょうか。

○野田参事官 その後、石川先生のところにお邪魔をいたしまして、いろいろ御指導をいただいたんですが、ちょっとまだお示しできるほどの情報が集まっていない状況でございまして、鋭意集めるように努力をしたいと思っております。

○能澤座長 どうぞ。

○石川委員 私も、そんな話をしたものだから、責任上ちょっと調べてみましたけれども、やはりそれは雑誌に載った情報であったりしまして、この正式の場でお話するほど確度の高い情報ではありません。しかし、集めてみますとそれなりの勉強はできましたので、もしできればこの会が終わってから、ある程度非公式というか、気楽にお話をしたいと思います。

また、これを急に3月いっぱいまでにやれと言っても、これは無理なお話でございますので、少し時間を掛けてやっていかればよいと思います。私はこれを今、見せていただいて、これが対策の方法であれば非常にいい方向でやっておられると思います。それをより精緻に、よりしっかりとガイドラインを書くようなつもりでそういう情報を集めていけば、しっかりするのではないかな。そのためにはちょっと時間があつた方がいいであろうというふうに思います。ただ、これを続けていくことだけは、絶対必要だと思います。

○能澤座長 それでは、最後にでも時間をちょっと取って、御参考になるようなデータを集められたようですから、お話を伺えればと思います。ほかにどうぞ。

○草間委員 細かい意見ですけれども、大変問題点をよく整理されていると思いますけれども、1番のところで、10条通報と15条通報のところで、5マイクロシーベルト/hの/hが抜けているので、一応入れておいた方がいいと思います。

○能澤座長 そうですね。毎時というふうに入れていただいた方がいいですね。

2枚目なんですが、上から5行目、②の「放射線が広がるには時間がかかるので」というのは、放射性物質がという意味だと思いますので、放射性物質というふうに書いていただくと。それで「時間がかかるので」というのは、ちょっと風速によりますので、②はどういうふうに言えばいいですかね。

○石川委員 「時間的な関係があるので」としておきますか。

○能澤座長 「時間との関係があるので」と、そういうふうに。時間がかかるというのは、一般的には言えませんので。

もし、特に委員の方の方からなければ、次の方がたくさん情報が盛られておりますの

で、次にまいりたいと思います。

次に、スケルトン案について、事務局より御説明ください。このスケルトン案につきましては、現在関係省庁で調整が終わっていないということでございますので、後で回収したいと思いますので、そのつもりでお聞きください。どうぞよろしくお願いいたします。

○野田参事官 それでは、お手元の資料の2つ目でございますが、資料2「原子力艦の原子力災害に係る防災基本計画の修正について」ということで、具体的な計画案でございますが、今も座長から御指摘がありましたように、ペンディングのところが多々ございまして、特に主務省庁に関わる、政府の対応体制のところは、正直申し上げますと全く調整できておりません。

したがって、誠に恐縮ですが、後でまた回収をさせていただきたいというふうに思っておりますが、そのほかの部分については、かなり整理をされてきております。1ページ目から、随時説明をさせていただきたいと思います。一番上の注1にございますように、この計画を策定するに当たって、その対象範囲として、いわゆる原子力艦、米軍施設及びその区域における、災対法に基づく活動はできないということについては、これは別途関係省庁で計画決定時に合意をしたいというふうに思っております。

注2にございますように、活動体制の確立の部分、それからそのほかいろいろ調整が必要な部分については、ペンディングということで「P」というふうに示してございます。

第10編に「原子力災害対策編」がございまして、その4章にこの「原子力艦の原子力災害」を加えまして、「原子力艦の原子力災害が発生した場合には、以下の対応をとるものとする。」という表現にしたいということです。

「第1節 情報の収集・連絡及び通信の確保」。第1として「災害情報の収集・連絡」。

(1)として「原子力艦の事故情報等の連絡」ということでございます。これにつきましては、まず外務省が通報を受けた場合、官邸また必要などところに連絡をするということで、これは米国からの情報が来たときにそういう通報が起こるということでございます。

2つ目に、外務省の方でそういう事故が起こった場合に、外国政府、これは米国政府にということでございますが、事故の規模等についての必要な情報提供について適切な措置を講じるというように要請をするということでございます。

もう一つの通報のラインといたしまして、現地の防衛施設局にも情報が入ってまいりますので、現地の防衛施設局が災害通報を受けたときには、関係地方公共団体に連絡するという通報体制でございます。

④、⑤、⑥につきましては、関係指定行政機関、都道府県、また地方公共団体、それぞれの市町村等の連絡体制について記述をしております。

これが事故情報の連絡でございます。

2つ目に、今度は日本のサイドでどういうふうに放射能の影響の早期把握をするかということでございまして、いわゆるモニタリングの関係でございます。これは①として、

文部科学省の方で海上保安庁、水産庁及び関係地方公共団体の協力を得て、放射能水準の調査を行う、また文部科学省は、異常値が発見された場合には、モニタリングの強化をするというのが1番、2番でございます。

3番目に、経産省は、資機材の対応等に協力をする。

④は、防衛庁は、モニタリングについて支援をする。

⑤は、海上保安庁もモニタリングを支援するということでございます。

3番目は、こういった応急対策活動情報の連絡ということでございまして、①は関係市町村と関係都道府県の活動状況の連絡体制について記述をしております。

②は、関係地方公共団体から政府の方の組織についての連絡体制を示しております。

③、④、⑤につきましては、それぞれの指定公共機関、指定行政機関、または地方公共団体から政府等への逐次連絡をするという内容について示してございます。

⑥につきましては、中央政府サイドの方の情報を、官邸、指定行政機関、指定公共機関等に連絡をするということについて記述をしまして、⑦で相互に緊密に情報交換をしましょうということを書いております。

2番目に「通信手段の確保」ということでございまして、①はまさに通信手段を確保するということです。

②は、電気通信事業者が、こういったときの防災関係機関の通信について、その優先性を確保するということを書いております。

「第2節 活動体制の確立」ということでございますが、この中の2つ目がなかなか難しく、まだ全く調整ができていない部分でございまして、1つ目は関係指定行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関の活動体制ということでございます。

これは、①にございますように、職員の非常参集でございまして、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置といったような体制をとるということでございまして、そのことに関連して②にそういった機関の緊密な連携の確保について。

③につきましては、指定行政機関が職員を現地に派遣をして対応をとること。

④につきましては、関係地方公共団体が同じく非常参集、情報収集連絡体制の整備をするという内容でございまして。

⑤は、そういった関係機関の連携の確保。

⑥につきましては、地方公共団体は国に対して専門家の派遣を要請するとともに、他の地方公共団体に装備、資機材、人員等の応援を求めて、なおかつ広域的な応援体制を整えるということでございます。

⑦につきましては、関係指定公共機関の体制について記述をしております。

⑧は、これも訓示規定でございまして、関係機関の緊密な連携をとるということでございます。

2でございまして、ここで政府の体制について記述をしているわけでございます。ちょっと表題が長くなっておりますが、これはおって整理をさせていただきたいと思っております。

まず、一番最初の（1）でございまして、「関係省庁原子力艦事故対策連絡会議（仮

称)の開催」ということでございまして、外務省からの情報、もしくはモニタリングの情報を受けて、事故並びに異常が認められた場合には、情報の確認、共有化、応急対策の準備等のために、関係省庁原子力艦事故対策連絡会議をまず開催をすること。

同時に(2)にございますように、その場合には内閣官房に、官邸対策室または官邸連絡室の初動対処体制を確立するというものでございます。

3番目に、その後具体的に事故が発生して広がっているというときに、どこが具体的なイニシアチブをとっていくかということでございますが、今、私どもはこの(3)の関係閣僚会議の開催というところで、具体的な対応方針等を決めていくということを想定しているわけでございます。必要が認められるときに、内閣総理大臣は官邸において関係閣僚会議を開催し、その後の対応方針を決定するというふうに記述しております。要するに、ここで内閣総理大臣がイニシアチブをとって、原子力艦の事故対策をやっていくんだということをここで示させていただいております。

その後、その事故の規模の大きさ等を考えまして、この原子力艦の事故につきましては、災害対策基本法の範囲内で対応することになっておりますので、災害対策基本法の場合には、正式な組織としては非常災害対策本部、もしくは緊急災害対策本部を設置するというのが法律的な手続きでございます。

あとで出てまいります、非常災害対策本部は、主務官庁の長が本部長になり、緊急災害対策本部の場合には、総理大臣が本部長になるわけでございます。原災法の場合には本部長が総理大臣でございますので、災対法の枠でも並びでいきますと、緊急災害対策本部をつくるのが同レベルになるわけでございますが、実際にはこれまでの災害対策で緊急災害対策本部が設置されたことはありません。これは、阪神・淡路のときも非常災害対策本部で対応しているということでございますので、緊急災害対策本部を設置できるかどうかについては、私どもも確証がなかなか持ちにくいという状況でございます。したがって、この計画のフレームの中では、まず関係閣僚会議で内閣総理大臣がイニシアチブを取って、対応方針を決定して、内閣総理大臣が対応を主導していくという形のフレームをまずつくってはどうかというのが事務局の案でございます。

この原子力軍艦の場合には、いわゆる原子力災害という側面と、外交という側面がかかってまいります。原子力一つをとっても、原災法で総理が対応されるという状況でございますので、これは二つ掛かると総理のイニシアチブがどうしても必要になるのではないかとというのが、事務局の方の想定でございます。

そういう形で、関係閣僚会議がイニシアチブを取っていくわけでございますが、その指示を受けて(4)では、内閣総理大臣から指示があった場合には、非常災害対策本部を設置するというところでございます。その設置方針が決定されますと、②にございますように、内閣府の方で速やかに所要の手続きをとりまして、本部を設置するわけでございますが、本部並びに事務局の設置場所については、原則として主務省庁内とするということでございます。それで、非常災害対策本部の本部長は主務省庁の長ということでございます。

④にございますように、対策本部は関係機関の協力を得て、災害応急対策の総合調整

を図るということでございます。

非常災害対策本部長は、関係機関に対して必要な指示をすることができるということでございます。

更に、本部の事務局は、被害の程度に応じて体制を強化するという形にしてございます。

(5) が、緊急災害対策本部の設置と活動体制ということでございまして、これも内閣総理大臣からそういう指示があった場合には、これは閣議が必要でございまして、閣議を経て緊急災害対策本部を設置するということでございます。

②に、その手続きが示しておりますように、内閣府は速やかに必要な閣議請議等の手続きを行って設置するわけでございますが、この場合は緊急災害対策本部の設置場所は官邸内ということでございます。

③は、非常災害対策本部と同様に、緊急災害対策本部長の総理が関係機関に対して、必要な指示を出すということ。

④といたしまして、事務局としては被害の程度に応じて体制を強化して、災害応急対策の総合調整を図っていくということを記述してございます。

(6) でございますが「専門家の派遣、現地原子力艦事故対策連絡会議（仮称）の開催」ということでございまして、①は国は専門家等を現地に派遣をする。

②は、主務省庁は必要に応じて、現地原子力艦事故対策連絡会議を開催する。

③は、主務省庁は、現地の連絡会議に職員を派遣する。

④は、非常災害現地対策本部もしくは緊急災害現地対策本部が設置された場合には、速やかに連絡会議の事務を現地の対策本部に引き継いでいくという事務手続を記述してございます。

(7) といたしまして、非常災害対策本部等、これは緊急災害対策本部も含めてという意味でございますが、調査団等の派遣、現地対策本部の設置ということでございまして、対策本部は政府調査団を派遣する、また、現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には、現地対策本部の設置を行うということでございます。

現地対策本部長は、主務省庁の副大臣という形を考えております。

③として、非常災害対策本部等はヘリコプター等によって、緊急に担当官を現地に派遣するということでございます。

④といたしまして、これは原災法の枠組みもあるのでございますが、現地対策本部は現地で関係地方公共団体とか、そのほかの方々も含めて、合同対策協議会というものをつくることになっておりますので、原子力艦の場合にも原子力艦災害合同対策協議会というものを組織するというフレームにしてございます。

⑤につきましては、その合同対策協議会には必要に応じて放射線医学総合研究所や日本原子力研究所等の専門家を出席させること。

⑥につきましては、原子力艦合同対策協議会の構成員・運営方法等々の実際の役割分担について、あらかじめ関係機関で協議をして詰めておくこと。

⑦は、相互の緊密な連携を確保するという訓示規定でございます。

以上申し上げましたように、この2が政府の方の対応体制でございまして、今、主務省庁につきましては、お願いをしております、鋭意御検討をいただいているところでございまして、その点が固まりますと、この体制についても更に政府部内の整理ができるというふうに考えております。

3番目からは、前回もお示ししておりますけれども、一応ざっと御説明を申し上げます。

3番目が「自衛隊の災害派遣」ということでございまして、これは自治体の派遣の要請等について示しております。また、要請がない場合につきましても、自衛隊が部隊を派遣できるということを④に示してございます。

4番目は「防災業務関係者の安全確保」ということでございます。これにつきましても、ちょっとペンディングの部分があるわけでございますが、基本的には原子力安全委員会が定める指針に従って、その防護指標に基づいて被ばく防護を行っていくというところを書いてございます。

第3節は「屋内退避、避難収容等の防護活動」ということでございます。1番目は「屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施」ということでございまして、これは国からの指導・助言ということもございまして、それを受けて地方公共団体が勧告並びに指示を行うという流れになってございます。

そのほか、公共団体の避難の確認等について、3番、4番で書かせていただいております。

2番目は、避難場所についてでございますが、避難場所の開設ということでございます。これにつきましても地方公共団体の方で対応していただくということ。

運営管理につきましても(2)の①にございますように、地方公共団体の方で対応していただくというふうに考えております。

3番目にまいりまして、先ほども申し上げましたように「安定ヨウ素剤予防服用」という項目を入れさせていただいております。これにつきましても、都道府県が現地対策本部より指導があった場合に、安定ヨウ素剤の予防服用を指示するという形にしてございます。これもちょっとペンディングがございまして、都道府県なのか市町村なのかというところでまだ議論が残っております。

4番目に「災害弱者への配慮」。これは一般的にほかの計画でも示している内容でございます。

5番目といたしまして「飲食物の摂取制限等」ということで、7ページにまいりまして、これも汚染状況の調査というようなことを国等が行って、除去等、摂取制限等を行っていくという記述でございます。

第4節は「犯罪の予防等社会秩序の維持」ということでございまして、これは警察または海保等に治安確保に努めていただくという内容でございます。

第5節は「緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動」ということでございます。

1番目は「交通の確保・緊急輸送活動」。この件につきましても、都道府県の警察、更には海上交通については海上保安庁、道路については道路管理者といったところが対

応を取っていただいて、交通の確保・緊急輸送活動をしていただくという内容でございます。2番目が「輸送支援」でございます。これもまだちょっとペンディングの部分が残っておりまして、対策本部等は必要に応じ、関係機関に輸送支援の依頼を行うということでございますが、要するに、放射線の状況が不明確な中で、果たしてこういう輸送支援ができるかというような点がいろいろ関係省庁の間で議論になっているところでございます。

同様に、第6節「救助・救急及び医療活動」につきまして、これもペンディングが続いておりまして、基本的には今、申し上げているような、従事者の安全確保がどこまでできるのかということが大きな問題点になっております。

1番目の「救助・救急活動」「(1)国、地方公共団体による救助・救急活動」につきまして、地方公共団体は救助・救急活動を行うというところから始まっておりますが、③以降は、自衛隊、警察、消防、海保といったようなところの応援について、そういう放射線の状況が明確でない中で、どこまでできるのかというのが、1つの大きな問題点でございます。

(2)につきましては「資機材の調達等」でございますが、基本的には実施する機関が携行するということでございますが、国、地方公共団体が資機材を確保するように努めるということでございます。

2番目の「医療活動」でございますが、(1)として「緊急被ばく医療派遣チームの派遣」がございます。これについては文部科学省並びに厚生労働省の方で、緊急被ばく医療チームを現地に派遣をするということでございます。

(2)といたしまして「緊急被ばく医療の実施」ということでございまして、都道府県として医療班等の編成をして、これに対応していくということ。

②、③につきましては、放射線医学の専門家チームの派遣と、そういったチームが現地の医療機関に指導していくということについて記述をしております。

9ページにまいりまして、この④、⑤につきましても、専門的な観点からの医療従事・対応ということについて書かせていただいております。

⑦、⑧につきましても、これは消防庁、自衛隊が、そういった患者の専門病院等への輸送の協力ということを記述させていただいているところでございます。

第7節といたしまして「関係者等への的確な情報伝達活動」でございます。

「(1)周辺住民等への情報伝達活動」ということで、交通規制等、周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供していく。その場合に、報道機関の協力、またインターネットなどのさまざまなメディアを通じて、情報提供に努めるということを記述しております。

(2)といたしまして、今度は国民全般への的確な情報伝達ということでございまして、これについて①は、随時報道機関への発表ということを記述しておりますが、原災法などのように、一元的な報道機関への情報提供という体制が必要ではないかという指摘もあるところでございます。

②、③、④についても、報道機関等の協力等を前もって得ておくということを記述し

てございます。

10ページでございますが、（３）につきましては、住民等からの問い合わせに対する対応体制について。

（４）は、在京大使館等への情報提供体制ということについて記述をしております。

最後でございますが、「第８節 迅速な復旧活動」ということで、これは「屋内退避、避難収容等の解除」ということがございます。

（２）につきましては「損害賠償」ということで、被害者からの損害賠償の処理を、日米地位協定に基づいて適切に処理をするということを記述しております。

以上が、現在の防災基本計画の修正案でございます。

○能澤座長 ありがとうございます。今の御説明に対して、関係省庁の方で追加的に御説明があれば、どうぞお願いいたします。

特になければ、皆さんの方から御意見・御質問をどうぞ。

○石川委員 幾つかございますが、まずこれはこの３月までにある程度改正される必要があるわけでございますね。

○野田参事官 ３月末を目途に努力をしております。

○石川委員 わかりました。また、更に改正もできるわけですね。

○野田参事官 はい。

○石川委員 わかりました。１つは、港湾の封鎖についてです。例えば原潜が港湾で事故を起こしたとしましたら、その港湾は封鎖しなくていいんですか。民間のほかの船なんかはいないかということなんですけれども、軍用だけで、もう原子力潜水艦１隻しかいないんだったら、封鎖ぐらいすればいいんだろと思うんですけれども、その近所に民間の船がいるような場合には、人間の方の退避は考えているけれども、船の退避は考えなくてもいいのかということです。そこは、どう考えておられますか。

○野田参事官 一応、中に海上保安庁の方で航行規制をするという形の表現を入れさせていただいております。

○石川委員 その中に入っているというふうに考えればいいわけですね。

○野田参事官 はい。

○石川委員 そうしますと、その民間の船というのは、どこへ逃げるんですか。今、港のところで放射性物質が出てくるかもわからない。その民間の船というのは、どこか逃げるところを決めておきませんか、勝手に逃げられますと、放射能男町を歩くというふうな感じと同じになりますので、やはりどこへ行きなさいということを決めておくべきでしょう。それも船の大きさによっても違うでしょうし、伝馬船みたいのはこのごろないと思います。ちょっとそういうことを、この文書で読めるんだったらいいですけども、お考えになっておかれる必要があるんじゃないかと思いました。その場合に、２つ条件がありますね。潜水艦自身がまだ足があって、外へ行ける場合と、もう足がまいてしまっていて、動けない場合。このケースを２つ考えておかないといけないでしょうね。余りこんなことは考えたくないんですけれども。

そうすると、足がある場合は一体どこへ行かせるのか、もしくは曳航していくのかと

ということも、これは今、急には決定できないでしょうけれども、お考えになっておかれればよいと思います。参考ですが、昔原子力船“むつ”があったときには、これは未決定の地点ですが、X地点というところへ原子力船が故障したときには行くと定めてありました。それは具体的にはどこだというと、世の中にはないのですが、原子力船というのは、将来どのようになるかわかりませんが、ある程度防災ということを真剣に考えていく場合には、X地点というのも具体的に、これはなかなか難しいかもわかりませんが、たくさん島もあるわけですから、日本のどこかにお考えになれるような努力はされておかないと、いけないんじゃないだろうかと思います。

足がないような場合には、今度はどうするかという問題、これは非常に地方自治体の人にとっては心配な状況なんですけれども、この点については以前にもちょっとデータを集めるようにお話しましたが、人間の方の退避とともに、港湾内にいる船の方の退避ということも、ちょっとお考えになっておかれた方がいいんじゃないだろうかと思います。

○前川委員 一番難しいのは、やはり何に準拠するか、原子力災害対策特別措置法にそのまま準拠するのかということが、恐らくこの原子力艦については倫理的ファクターになっていて、それでいろんなところで無理が読めるなという感じがするんですけれども、例えば避難場所の数、つまりEPZが想定できていませんので、こういう地方公共団体が避難場所を開設するということとか、EPZに相当する範囲というものが限定できないというジレンマがありますね。

もっと言いますと、例えば原対法の場合は、少なくとも原子力関連施設立地条件が特定されておりますね。ですから、そういう意味で関係省庁の対応も簡単だと思うんですが、例えば1ページ目に、経産省が「原子力事業者に対し、放射線モニタリング資機材」というようなものがあります。また、8ページにも「国及び地方公共団体は、救助・救急活動のための資機材を確保し」とありますけれども、この寄港地の横須賀、佐世保、沖縄をみますと、沖縄には原子力関連施設がありませんね。となると、これは本土から協力を依頼しなければいかぬというように読めます。それから、横須賀は確かにグローバル・ミクロフィーがあるので、資機材はあるかもしれませんが、モニタリングもあるかもしれませんが、佐世保が一番近いところは空の玄関しかありませんし、すぐにはせ参じることとはできるかもしれないけれども、沖縄の場合にはそういう意味では資機材ももともとないわけです。モニタリングポストはあるにしても、対応する資機材はない。

もっと言いますと、放射線防護のための安定ヨウ素剤についても、横須賀は備蓄していると思いますが、佐世保、沖縄は、本来原子力関連施設がありませんので、基本的にはないだろうと考えます。既にあるかもしれないが。

そんなことを考えると、非常に原対法に準拠しながらも、なおかつ原潜という特殊な状況でクリアしていかなければいかぬというジレンマというか、そういう点が随分あるんじゃないかという気がしました。

その点どうでしょうか、例えば沖縄の場合、これはどういうふうになるんですかね。

○草間委員 今の前川先生のと関連しまして、原子力発電所の事故との大きな違いは、

片方は固定しているものであり、片方は移動するものですね。だから、日本のように全部海に囲まれた国だとすると、例えば関係市町村と言ったときに、今、前川先生が言われたように、原潜の寄港地だけを考えればいいのかどうなのか、そういう意味ではこの関係市町村とか関係都道府県というような形で書いてありますけれども、事故の起こったところによっては、海域というのは決まっているのでしょうか。ここは茨城県の海域とか、例えば九十九里の辺で事故が起こったときに、関係市町村とか関係都道府県といったときに、一つに特定できるのかどうかという辺の難しさがあるんじゃないかと思ったんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

寄港地だけではないような気がするんですけれども、ここはもう寄港地だけ考えましょうということに限定すれば、それはそれでまた済むと思うんですけれども、その辺の難しさがすごくあるような気がするんです。その辺をどう考えるか。

○野田参事官 まず沖縄の件でございますけれども、沖縄には先ほども申し上げましたように、全くヨウ素剤の備蓄がないということでございまして、それをどうするかということは、今度は政府の予算の枠組みになってくると思うんです。ですから、現時点では実際沖縄にはそういう施設なり資機材がないんですが、この計画をつくることによって、この計画が決定できれば、当然関係省庁の対応が必要になってまいりますので、それは具体的には予算措置に跳ね返るなり、それからそれぞれの責任ある省庁の対応に跳ね返ってくるということでございます。

ですから、現時点では確かに資機材はないのでございますが、もしこの計画をこういう形で策定できれば、しかるべく速やかにそういう対応を取るという土台になるというふうに思いまして、この計画を策定しているということでございます。

先ほどの草間先生のお話でございますが、これは第2回のプロジェクトチームのときに、範囲については寄港地に限定をするということで一応整理をさせていただいて、今回の場合には過去1,000回の入港ということが現実にあった寄港地内での事故ということに、最も可能性があるところに限定をして考えさせていただくということで、一応整理をさせていただいたつもりでございます。

○矢川委員 最後の9ページでございますが、情報伝達活動につきまして、ここにもありますが、これからインターネット等を通じて、詳しい情報にアクセスするケースがますます増えてくると思うのですが、その場合に相当殺到して、これが本当に必要な人に的確な情報がいくかどうか、もう多分電話などがパニックで通じないとかありますし、テレビなどでは、なかなか詳しいことは言えないでしょうから、本当に必要な情報をインターネットで恐らく地元の人優先で伝えられるようなシステムというのが、何か瞬時に、そのときにできるのかどうか、これは大変難しいと思いますが、ISDNとかケーブルテレビが今どんどん使われるかもしれませんが、関係省庁でそういうことができるかどうか、今は一般の人、そういう特殊なケースに、特殊な人にだけ集中してアクセス権を差し上げるということは、なかなかできないと思うんです。もしそういうことができるかどうか、御検討いただければと思うんですが。

○能澤座長 私からちょっと気が付いたことを申し上げたいと思います。

1 ページの第1節の1の(2)ですが「放射能影響の早期把握のための活動」のところで、現在文部科学省と海上保安庁が、微量の汚染がないかどうかを常時、つまり原子力艦が入ってきたときには、必ずウォッチしておられますので、それがわかるような形で、その活動のほかに防災に必要な高水準の放射性物質が出てくるなり、放射線が出てきたときにどうするか、そういう言い方になってないと、この書き方だと何もしていないという感じなので、整合性をとって書いていただければと思います。

実は文部科学省にお願いしまして、横須賀を見に行かせていただきました。気が付いたのは、例えば海上保安庁の船は、ガイガーカウンターで観測していきまして、ガイガーカウンターですと、恐らく毎時5マイクロシーベルトのようなものになりますと、その程度は何とかいけるけれども、それを超えますとガイガーカウンターですと窒息してしましまして、何もはかれなくなってしまう。つまり、非常に感度が敏感なもんですから、高い方ははかれなくなってしまうというふうに感じまして、現在の測定装置では上限の方を拡張しておかないと、緊急時には使えないということになります。私は、昔そういう専門をやっていて、計測器については詳しいものですから、これではちょっと上の方はだめだなと、窒息してしまうなという感じがいたしました。

2 ページ目の(3)の連絡のことでございますが、これは非常に苦心して、原災法の方で言いますと、オフサイトセンターをつくってそこで情報連絡を緊密にすることになっていきまして、主務官庁が決まれば、そこが予算編成されるかどうかわかりませんが、原災法で言うオフサイトセンターに相当するものをどこに置くのかということをも明記して、そこで関係省庁が連絡を密にするというようなことにしないと、場所はわかりませんし、市町村でやられるのか、県庁がやられるのかわかりませんが、今の原災法の枠組みですと、オフサイトセンターというのは非常に大きな役割を果たしますので、それに相当するものをどういうふうに位置づけるのかというのはあると思います。その辺を、2 ページ目の(3)の連絡ということ、それからそのほかにもそういうことが、例えば3 ページの上の方に書いてあることも、オフサイトセンターがあればそれができるということ。

それからオフサイトセンターでやるいろんな原子力艦の合同委員会、原子力艦災害合同対策協議会というのが5 ページに出てまいりますけれども、これもオフサイトセンター、英語ではエマージェンシー・オフサイトセンターと言っているんです。日本語では、オフサイトセンターと言っていますが、そこでやる仕事の大きなことは、災害応急対策合同協議会なんです。その辺とも関連があると思いますので、ちょっと御考慮いただきたいと思います。オフサイトセンターの相当するものをどうするかと、もしなければ、どの場所で、どこが責任を持ってこういうのをやるのかわかるようにしていただければと思います。

あとはペンディングになっているところで、どこか責任を持ってもっと詳しく考えていただければ解決するものが相当あると思いますので、その辺は余り心配する必要はないんだと思いますけれども、ちょっと全体としてどういうふうの実効性が保たれるかなという気がいたしましたので申し上げました。

○**前川委員** この防災対策基本計画の10編の「原子力災害対策編」、またほかの防災指針等々では、当然安全委員会の役割というのが大きくなるんですが、この場合の安全委員会は、関与する事項ではないのでしょうか。一切、原子力安全委員会の、例えば緊急助言組織だとか、原子力安全委員会の果たす役割については言及されていないんですが、これは安全委員会とは全く無関係で動くとして理解してよろしいのでしょうか。

○**原子力安全委員会事務局** 通常の原子力災害でございますと、先ほど前川先生が御指摘のとおり、安全委員会の役割が原災法にもきちんと明定をされてございます。それで、この原子力艦につきましては、原災法から除外をされてございます。そういうことで、通常の原子力の災害時における安全委員会の役割とは少し違った形になるかと思います。

ただ、実際に事故が発生したということになりますと、専門家を要する安全委員会の役割というのは、当然あるというふうに考えてございますので、そこは法律上の役割と現実の役割というのは、整理をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○**前川委員** と言いますは、他の原災法とか防災指針等に、いわゆる現地の合同対策協議会に放医研とか日本原医研とかJNCという、固有名詞が出てくることは余りありませんで、むしろ原子力安全委員会の技術援助組織というのが出てくるんですけども、そこが大きな違いとして感じるものですから、ちょっと質問したんですけども、流れとしてはこれはもう原災法の対象外なので、安全委員会の名前すらもここに盛り込まないということなんでしょうか。

○**原子力安全委員会事務局** 恐らく実際の場面では、先ほど申し上げましたとおり、安全委員会は専門家の集団でございますので、その役割というのは出てくるだろうというふうに考えてございますけれども、この防災基本計画に盛り込むかどうかということについては、先ほど申し上げたとおりいろんな法律等との整理が必要であろうかと思えます。

これを受けた形での、実際の活動の中で、安全委員会の役割が出てくる可能性があるということだと思います。

○**野田参事官** この計画の6ページに、防災業務関係者の安全確保というようなところがあるんですが、こういうところには原子力安全委員会が定める指針の防護指標に基づきということで、一応原子力安全委員会の知見を十分に活用して対応するというふうに考えているところでございます。また、避難誘導等についても、これも安全委員会が定めた指針を踏まえて対応していくということです。

これから、技術的な検討ということが、実際に計画を策定した後で起こるわけですが、そういう技術的な検討をします場合には、これは当然原子力安全委員会の知見を活用させていただかないと、とてもそういうものは定められないと思っておりますので、計画が策定できた後には、また事務局の方と御相談をして、どういう形でその知見を活用していけるかということについて、体制を考えたいというふうに思っております。

オフサイトセンターの話がございまして、オフサイトセンターに近いことを原案の段階で書くように努力もしたんでございますが、原災法に基づきますオフサイトセンター

の場合には、既に予算措置もなされておりまして、そういうものと同時並行で法律もできましたし、防災基本計画も改定したという経緯がありまして、はっきりとオフサイトセンターという文字が出てくるわけですが、現時点で原子力艦の場合には、予算措置ができていないものですから、ここでそういう施設と書きますと、担当省庁のハードルが非常に高くなりまして、なかなか調整しきれないというようなことが出てきたりするものですから、そういうところを工夫して書かせていただければというふうに考えておりますので、努力させていただきます。

○能澤座長 大変だと思いますが。

○草間委員 そういうのを、特にマスコミ、あるいは国民に対する情報の提供等で、特にマスコミに対する情報の一元化をどうするかという問題があるということが、御説明のときにありましたけれども、例えばＪＣＯの事故のときなどでも、一番問題になったのはマスコミにどう情報を提供していくかというのが、すごくばらばらだったというところがあったりするわけです。だから、例えばそういった情報一元化を図るというようなところで、原子力施設でつくったようなオフサイトセンターと全く相似のものが必要かどうかということは御検討いただくにしても、そんなようなところでちょっと入れていく工夫をされたらどうかなと思いつつ聞いていたんですけれども、そのオフサイトセンターの構想がもしあるとしたら、これはまだこちらは時間的に十分余裕があるわけですので、原子力発電所等で作られているオフサイトセンターを十分御検討いただいて、それで効率的なものが何かということで作っていただく、もしつくるとしたらつくらないと、場合によっては無駄なものができてしまう可能性もあるということは、念頭に置かれた方がいいと思います。

○野田参事官 草間先生の御意見、非常にありがとうございます。関係省庁でいろいろ議論する中身も、事故情報の報道についてはしかるべき機関が一元的に行うべきではないかという意見が実際に出ておりまして、これは原災法の枠組みで防災基本計画をつくったときにも、そういうオフサイトセンターの中できちんと一元化して、情報を提供していくということを書き込んでございまして、この計画でもできるだけそういうふうにしなればいけないと思うんですが、それとまたそのオフサイトセンターの書き方がどういうふうになるのかというのは検討しておりまして、今のところ詰め切れてないんですが、中ではペンディング状態になっておりますので、十分草間先生の御意見を踏まえまして、検討させていただきたいと思います。

○能澤座長 どうぞ。

○矢川委員 今の件でございますが、一般の人たち、地元の人たちへの報道の一本化ということだと、例えばインターネットというのが一つあると思うんですが、その場合のどこへアクセスするというのを、いつも110番とか119番と同じようなレベルで、一般の人にここへ行けば非常に正当のデータがありますよということを、普段から知らしめておくことが重要なと個人的に思ったんですが、いかがでしょうか。

○能澤座長 どうぞ。

○前川委員 今のオフサイトセンターの件でございますけれども、他の人災及び自然災

害を含めて、災害対策の拠点として、これは例の安全委員会の実効性向上のためにというところで、初めてオフサイトセンターというのを打ち出して、それが原対法に取り上げられたわけですが、これは他の災害でも当然それは必要なわけで、ただ原子力災害だけに特化してオフサイトセンターをつくったことになっているわけですが、例えば横須賀の場合、恐らくオフサイトセンターの憶するところは、例えば災害時の対策本部として、たしか考えてらっしゃいますね。ですから、ほかの佐世保にしたって、沖縄にしたって、自然災害のための災害本部というのは、当然考えられていらっしゃると思うのです。だから、その枠組みの中に、つまり原子力災害は特別なものであるというふうな認識で、オフサイトセンターには何もこだわることはないので、災害対策、つまり他の自然災害あるいは人的災害の災害対応という視点から見ると、特別にこの原潜対策のために、オフサイトセンターを考えることは全く必要ないと思います。

ですから、そういう既存の災害対応の枠内で考えるというのを基本姿勢にされたいかがでしょうか。

○能澤座長 どうぞ。

○野田参事官 前川先生から、非常に有効な、適切な御指示をいただきましたので、そういうことも踏まえまして記述方法を考えたいと思うんですが、どうしても原子力艦の災害になりますと、前もって原災法のイメージが皆さん頭の中にありますので、災害現地本部というオフサイトセンターで、オフサイトセンターというのは予算が付いているという構造が頭の中にしみ付いているものですから、そのところが気になってなかなかきちんとした書き方ができなかったのです。今の前川先生の御指摘を踏まえて、修文できればと思います。

それから、矢川先生からも、インターネットのアクセス地点という話がございました。これは原子力艦だけではなくて、そのほかの災害についても、いろいろ研究をしているところでございまして、例えばiモードを使って、どういう形で情報を流すかというようなことがございますので、そういうことも併せて検討できればと考えております。

○能澤座長 どうぞ。

○草間委員 先ほどの前川先生の原子力安全委員会はどうなのかという御意見と、先ほど原子力安全委員会事務局の方からの御回答で、少なくともこの中に原子力安全委員会で原子力施設の災害の場合には、緊急支援助言チームというのを派遣することができるようになっているわけですね。少なくともそれくらいは書いておけないんでしょうか。

だから、今、少なくとも原子力安全委員会では、原子力施設の事故が起こった場合の緊急助言支援チームについては、一応構成もできているわけですし、そういう意味ではこの原子力艦の事故が発生した場合にも、その方たちの、ここに専門家チーム云々という形で書いてあるかと思うんですが、その派遣は、さっき実際に事故が起こった場合には、事務的には十分原子力安全委員会も支援しますということになれば、それくらいは書いておいた方がいいような気がするんですが、どうでしょうか。

○原子力安全委員会事務局 御指摘の緊急技術助言組織を招集しまして、いろいろな検討を行って、必要に応じましては現地にも派遣をするというのが、今のスキームになっ

てございます。これも、緊急事態応急対策調査委員というものが、原災法の中にきちんと明定をされているということを出発点としまして、その調査委員の方々、それと安全委員を含めまして助言組織を構成をして、そこでさまざまな検討をする、あるいは、現地に派遣をするというスキームになっているわけございまして、先ほど申しましたように、原災法の中からは原子力艦が除外されているという形になりますと、形式上は助言組織、調査委員の方々の活動というのが、どこにも明定されていないという形になります。ですから、その整理をしなければいけないというふうに考えてございまして、そこは同じような調査委員という形での身分といいますか、そういう責任を持った方として派遣するという形ではなくて、別な形、専門家として御協力をするとか、そういうことは実務的に実際の場面ではあり得るというふうに考えてございますので、そこはきちんと整理をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○石川委員 もしきちんとしたことを言いましたら、これはまず3月までに必要なんですねと、それからその後変えることもできるんですねということが一番初めに申し上げたんでございますけれども、まだ我々原子力船の災害がどの程度で、どういうことになるかという具体的なことは何も知っていないんですね。ですから、いかがなんでしょうか、そこら辺、今言われたような緊急技術助言組織のようなものも使えるようなこともどこかで書いておいていただいて、もう少し勉強してから具体的に書いていくというようにしていただけると私なんかは気が楽になるんですけれども。そのようにしていただければ結構だと私は言いたいと思います。

○野田参事官 最初にも申し上げましたように、また原子力安全委員会事務局からも説明がありましたように、法律の枠組みとして原災法は原子力艦を対象としていないということと、原子力艦については災対法でやりましようと言っているものですから、原災法の助言チームという言葉、直接計画の中に使うのは難しいと思うのです。あとは、それに近いようないわゆる専門家チームですとか、専門家の助言を得るとか、そういう表現にして、それを行政的に調整できるかどうかという世界だと思うのです。私も事務的にそういう案を考えまして、あとは省庁の間でそういう表現を入れることができるかどうかということについて、検討させていただければと思います。

○能澤座長 私、ちょっと言い忘れたことで、一昨日茨城県の地域防災計画を、今年の秋に行った訓練の教訓を入れて書き直すという委員会があったんですが、その場で御紹介があったんですが、情報の伝達で安否情報の問い合わせが多くて、電話局がジャムアップしたと、いつもそれが問題になっているようですが、何それはNTTの171番に掛ければ、安否情報だけ別に扱っていて、そういうものを余り皆さんに知られていないということがわかりまして、そういうことはどこかではっきり書いた方がいいんじゃないかという議論が出ました。

安否情報を問い合わせるものが、相当遠距離から掛かってきまして、それで相当混雑するというのが過去の例だそうですから、何かその辺のことも、この場合の情報伝達では問題になると思います。

あと気になったのは、例えば普通は防災計画ができますと、特に原災法の場合ですが、

訓練を通してブラッシュアップしていくとか、そういうことを書いてあるんですが、この場合はどうなるんだろうというふうに気になったんですが。

○野田参事官 御指摘の点は、確かに書いてございませんので。

○春田企画官 原災法の方は、今、年に1回現地のオフサイトセンターの方で、政府をあげて、私なども出掛けまして、訓練をやっているわけですが、原子力艦がどうなるのかというのが、正直言ってこれができるから議論ということになるかと思います。

今の訓練のやり方は、主務省庁である経済産業省、原子力安全・保安院の方で、事務的にセットいたしまして国で行うという形になっておりますので、これも先ほど御紹介したとおり、主務省庁が決まっているので、箇所数が恐らく少ないということになると思いますので、本当に毎年やるのか、あるいは地方公共団体、市町村の方でやる訓練に国が協力する形になるのか、現実には原子力関係の訓練、例えば東海村なんか結構たくさんやっておられるのですが、これに国が協力するというスタイルもございます。その辺これから御相談をしていくという形になるかと存じます。

○能澤座長 わかりました。ちょっと微妙なんで、原災法ができる前も各県は恐らく安全協定か何かに基づいて、特に国は関与しなくても、防災訓練はやってらっしゃったということがありますので、できないことはないと思います。

災害対策基本法に基づいてできるわけですね。どうぞ。

○矢川委員 前書きはどうなるんでしょうか。第10編の前書きが大分変わるんじゃないかと思いましたので、これをまた。

○野田参事官 これはまた検討させていただきます。

○能澤座長 それでは、大体委員の方からの。どうぞ。

○前川委員 余計な心配かもしれませんが、これが寄港地ということになりますと、先ほど来議論されておりますように、横須賀、佐世保、それから沖縄はどこですか。

○野田参事官 勝連町です。

○前川委員 そうしますと、この横須賀は、さっきも言いましたように、グローバル・ミクロフィーがあるという素地もありますし、実際防災訓練をやってらっしゃるということで、しかもマニュアルもあるということで、佐世保はちょっとわかりませんが、沖縄の住民感情プラス現地の特質を見ると、これを実際防災基本計画に盛り込んでいって、先ほど来お話があったような訓練なんてなると、かなり微妙な部分があるんじゃないかという気がします。

また、地方公共団体の課するいろんなものがございますが、例えば資機材等々、それが沖縄県がちゃんと対応できるかという辺りを、ちょっと懸念するんですが、事務局はそれをどのように思っているのか。

○野田参事官 沖縄県からは、陳情を受けております。まず、防災基本計画の中に原子力艦の問題についてきちんと位置づけるということについて陳情を受けておまして、沖縄県自体は消極的ではありません、むしろ積極的に対応を取ってほしいということでございますので、確かに先生御指摘のように、沖縄の住民の方々の感情的な問題がどう

なるのかということがございますけれども、そこは注意深く対応したいとは思いますが、現状を申し上げますと、県としては積極的な対応でございます。

○能澤座長 どうぞ。

○経済産業省 経済産業省でございます。ここでお話していいかどうかとも思うんですが、私ども原子力発電所にかかるスキームで今までやっております。今回も同じスキームで考えておられるんですが、一番違うことは、情報が本当に来るのだろうかということと、それが本当に公開できるのだろうかということとを今、考えております。

すなわち、私でも訓練でやっても、例えば系統図をあらかじめ準備しておいて、ここで何が起きているということについて一般に公開していく。したがって、どういう対策を取るかということも公開できるということなんですけれども、このスキームというのはそういう前提ですべて考えられておりますけれども、本当に公開を前提とした情報が与えられてくるのだろうかというのが、私どもとしては非常に危惧しているところでございまして、その場合に、例えば情報を得られたとしても公開できないというケースもあり得ると思いますので、実際に石川先生がおっしゃったように、原子力艦の原子炉というのはどういうものであるかという情報がない状態の中で、本当にどこまで公開できるかというのをどこかで決めておかないと、まずいのかなという気がしております。

○能澤座長 その点では、私は今の原災法でも2段階構えになっていると思うんです。つまり施設における、例えばECCSが働かないよと、これはもうすぐ15条事象になりますけれども、例えばそういう事象による分類と、それから敷地境界における放射線レベルと2段階構えになっているわけです。

もう一つは、地方自治体が備えるモニタリングステーションの読みでも発動できるようになっていますので、少なくとも我々の方ができるのは、敷地境界なり放射線レベルで発動するというのは、これはやっておかないといけない。おっしゃるとおり、原子力船内で行っている事象について、どういう情報が来るか、これは何が記載できるか、どれだけのものが公開できるかというのは、いろんな条件があるでしょうけれども、しかしそれを言ってもしょうがないんで、発動するとすればどうするかということだけ議論しておけばいいんじゃないかと思っております。

最後に石川先生が調べられたことがありますので、情報として後でお聞きしたいと思いますので、ちょっと時間をつくりたいと思います。

次にまいりたいと思いますが、先ほどのスケルトンの議論はそれぐらいにしまして、これについてはまた3月終わりまでにもう一度会議をして、それまでにお集まりいただくということになります。

続きまして、緊急被ばく医療について案ができておりますので、事務局の方からお願いいたします。

○原子力安全委員会事務局 それでは、資料3でございますが、前回新旧対照表という形で御審議をいただきました。そのときに御指摘があった点も踏まえまして、1、2点直してございます。

1つは、4ページでございますけれども、右側の修正スケルトン案でございますと、

3 番目「安定ヨウ素剤予防服用」のところでございます。前回、少しわかりにくい文章になってございまして、少しその点整理をさせていただいてございます。この文は、実は先ほどの原子力艦のところにも同じような文章が出てまいります。4 ページの下線の引いてあるところでございますが、少しこの分も「てにをは」の点でもうちょっと直した方がいいかなと思っていまして、先ほどの原子力艦との並びでいきますと、少し読み上げますが「都道府県は、災害対策本部より、安定ヨウ素剤予防服用すべきとの指導・助言があった場合は、周辺住民の放射線防護のため、安定ヨウ素剤の予防服用を指示するものとする」とした方が読みやすいかと思しますので、そのように御訂正をいただければと思います。

6 ページでございますが、前回草間先生から、看護婦、看護師の件につきまして、御指摘をいただきまして、その点は看護師という形で直させていただいてございます。

修正点は以上でございます。

○能澤座長 何か御意見ございますか。どうぞ。

○春田企画官 災対法の関係で、もうちょっと表現についてヨウ素剤のところを詰めさせていただきたいと思っております。

大変申し訳ないのですが、事務的に詰めさせていただきます。法律的な整理でございます。

○能澤座長 どうぞ。

それでは、特になければ。前川先生よろしゅうございますか。

○前川委員 はい。

○能澤座長 では、緊急医療について、こういうことで御了承いただくということにしたいと思います。

今日の会議は、これで終わりにしたいと思います。